

中野区教育委員会会議録 平成20年第14回定例会

○開会日 平成20年10月17日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時55分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(6名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子 (欠席)

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	齋 藤 皓 一

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 6人

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

・10/11 区立小学校PTAコーラス発表会について

- ・ 10 / 11 ~ 12 中野まつりにおける食育推進協議会活動について
- ・ 10 / 12 中野区秋季民謡民舞大会について
- ・ 10 / 14 経済同友会「学校と企業経営者の交流活動推進委員会」について
- ・ 10 / 15 中野区医師会小児科分科会について
- ・ 10 / 16 西中野小学校視察について
- ・ 10 / 16 中野区社会を明るくする運動報告会について
- ・ 10 / 16 東京都医師会学校医会麻疹対策について
- ・ 中野区議会第三回定例会について
- ・ 中野区食育推進プログラムについて
- ・ 福島県田村市と中野区の姉妹都市提携について

(2) 事務局報告事項

- ①区を被告とする訴訟の提起について（教育経営担当）

午前 10 時 00 分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第 14 回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、中央図書館長が欠席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告>

高木委員長

初めに、委員長、委員、教育長報告をお願いします。

まず私から。

10 月 14 日の午後、私が所属をしております経済同友会の「学校と企業・経営者の交流活動推進委員会出張事業オリエンテーション」に出席しました。この「学校と企業・経営者の交流活動推進委員会」というのは、企業経営者が学校の現場に行き、働くことの意義ですとか、学ぶことの大切さ、人としての大切なことを子どもたち、主に中学校、高等学校、中等教育の子どもたちにお話をするということでございます。この日は、江戸川区の

中学校と、あと、11月に私が行く予定の埼玉県の高등학교の2校の校長先生と主幹の方、あるいは進路指導主事の方が来て意見交換をしました。

ほかの中学校の校長先生といろいろな形でお話をするというのはなかなかいい機会で、江戸川区は、全体で学校の選択制を採用しています。ここの学校は、実は3年前は100人ぐらいしかなくて、だんだん厳しかったそうなのですが、校長先生が赴任しまして、経済同友会の方を招いての交流事業ですからいろいろなことをやっていて、2年間で子どもが大体50%ふえたと。着任した当初は、ちょっとざわついているというか、落ちつきがない学校だったそうなのですが、だんだん落ちついてきたということでございます。朝のあいさつですとか、そういうのも地元のPTAの人と一緒にやっていると。この交流活動に関しても、3年間やって定着したら宣伝をするということで、今のところは学校外についての宣伝は控えているということです。

私からは以上です。

大島委員

私は、きのう、西中野小学校を訪問してまいりました。特にイベントがあるということではなくて、たまたま時間もありませんし、まだ訪問していない学校を訪問しようというようなことで行ってきたということなのです。校長先生に学校の中をいろいろ案内していただいて、苦労話とか、今の課題とか、いろいろお話を伺いました。東京都においては、教員の採用という人事面で人手不足でなかなか大変だというようなお話をされていまして、産休の方の代用の教員などを探すのも校長先生の仕事らしいのですけれども、人を探すのになかなか苦労しているというようなお話を伺いました。

たまたま1年生の算数の授業を見学したのですけれども、もう定年になられて嘱託でまだ教えていらっしゃるというベテランの男の先生の授業だったのですけれども、見てみますと、授業というのは一種の演技というか、一種のパフォーマンス。観客は子どもなのだけれども、見せているだけではなくて、その子どもたちを巻き込んでいろいろなことをさせたり、発言させたり、ノートに書かせたり。そういう意味で子どもたちを動かしながら、巻き込みながら、こちらに注意を向けさせていくというのは、一種の演技力というか、話術も入っているし、パフォーマンス力というか、それが非常に問われるものなのだなと改めて感じたのです。

その先生の授業は、とにかく楽しくて、やっていることは普通の1けたの引き算で、「6-3-1」とかいう、二つ引くというのを新たにやったらしいのですけれども、子どもたちに当てて、できるとみんなで拍手したりとか、みんなをやる気にさせる工夫がたくさんありました。いつもは子どもたちも元気なクラスらしいのですけれども、その先生の授業のときはだれもほかのことをやっているような子がなくて、みんなその先生に引き込まれているというのがありありとわかりまして、すごいなと思って。最後に、「じゃあ、きょうの終わりに」ということで、その引き算がうまく言えると——言い方があるのですけれども、

「6-3-1」は、「6引く3は3で、3引く1は2です」と、最後に「です」とつけるのです。その言い方で、3人指名して、「3人ともできたら、みんなの勝ちだよ。で、終わりにしよう」とか言うのですけれども、そうすると、その3人の子たちにみんなが「おう、頑張れよ」とか言って、代表選手みたいな感じで応援したりして、すごく盛り上がりました。できたときには、「しゃん、しゃん、しゃん」と三三七拍子とかをやったり、すごく盛り上がって、私も一緒に拍手してしまったりしたのですけれども、あんなに楽しいというか、おもしろい授業というのは——「おもしろい」というとちょっと違いますね。別に笑わせたりしているわけではないのですけれども、すごく乗って聞けた授業というのは珍しくて、先生の力というのは本当にすごいのだなというふうに感心した次第です。

山田委員

10月11日、12日と中野まつりが開かれたことは皆さんご承知だろうと思うのですが、ことしも子どもたちに対しては、子どもの広場というのができていました。私は、今、中野区の食育推進協議会に入っておりまして、食育を推進するということでその中にブースが構えられておりまして、実はマスコットが「朝ご飯」ならぬ「うさごはん」というもので、ウサギの形をしたマスコットをつくったのです。そのお披露目を兼ねて中野まつりでそのマスコットが縫いぐるみとして登場したわけです。実は最初は中に入ってもいいかなと思ったのですが、実際は5分ともたないのだそうですね。で、プロの方が入られてやっていたけれども、プロの方でも30分が限界だそうです。私は土曜日に行ったのですけれども、その日はプロの方が30分ごとぐらいに出てこられて、子どもたちが周りを取り囲んでかなり人気を博したのです。

そのブースの中では、例えばブロッコリーだとかホウレンソウとか野菜の絵がかいてあるかるた取りで、それを机の上に置いておいて、子どもたちが行きますと、担当の人が「じゃあ、野菜当てゲームをしましょう」という形で取り組みました。結構人気がありまして、順番を待つお子さんがあつたりして、それなりに楽しいひとときを過ごしました。今、食育ということで、子どもたち自身が野菜の名前、魚の名前とかを覚えることがないので、そういったことへの取り組みがなされておりまして。また、当日は昼から天気がよくなりましたので、これは毎年やっているようではありますが、子どもの広場にポニーが来て、ポニーに乗れるとか、木工細工ができるとかありました。あと、いろいろな産地から来た食材を含めてのコーナーもありました。ただ、残念なことに、区役所の周辺のところはかなりお酒が振る舞われるのです。焼酎とかそういうコーナーがだんだんふえているように感じたのは、私が何年かぶりに出たからかもしれないかもしれませんが。食品だとか食べ物を売るというというコーナーもありますが、飲むコーナーもかなりふえたので、その辺は子どもたちにどうかなと思っておりまして。

それが中野まつりの感想です。

15日に、中野区医師会の小児科の分科部会があったのですが、今、保育園のほうから、

「保育園の中で薬を与える薬についてどのようにお考えですか」ということが私たち医師会のほうに投げられておりましたので、その検討を始めたところです。実際には、服薬をするという行為は医療行為ですので、ドクターの指示があって、もしくは医療関係者が薬を飲ませるといったことはいいと思うのですけれども、保育園の中でゼロ歳をやっているところは看護師さんがいると聞いておりますが、そのほかの場合にはいわゆる医療担当者はいないのですね。ということで、医療行為に当たる行為については原則としては本来はできないのだろうというふうに見解としてはとらえられておりますけれども、実際には、例えば「うちの子はけいれんがあるので、けいれん用の座薬を預かってほしい」ということが日常茶飯事にやられていることは確かです。ただ、その座薬を預かることはいいのですけれども、実際にだれがそれを使用できるのか。多くの場合には、熱が高くなったということで保育士さんが保護者に連絡をとって、その保護者が来てくれて、保護司者が差すようなことにはなると思うのですけれども、実際にけいれんが起こった場合にするのかということが問題にされていますので、その辺はもう少し検討したいなというふうに思っております。

一方、学校の現場の中では、例えば、移動教室の中でぜんそくのお子様などがいる場合には、事前に学校医がその聞き取りをしますし、薬をきちんとチェックして、同行する看護師さんに「このお薬は、看護師さんのもつで、こういった症状が出たときに使ってください」とか、「レギュラーに飲む場合には、看護師さんの前で飲んでください」というような指導をしております。ということで、医療行為というものは非常に難しい範疇だと思うのですけれども、今後も検討を重ねていきたいと思っておりますし、できれば保育園の担当の皆さん方と一緒にディスカッションするような場を設けたいと考えております。

昨日ですけれども、東京都医師会の学校医会がございまして、前にもお話ししましたが、東京都の教育庁のほうでも、MRの接種率が非常に悪いことにかんがみて、昨日は東京都の麻疹対策会議が開かれたということです。実際には、ご承知のようにこの4月から始まりましたMRの3期と言いまして、中学校1年相当の接種率は、前回は話したと思うのですけれども、全国平均で38.8%です。一番よいところが茨城県の71.2%、一番悪い県を言うと差しさわりがありますので24.4%。4期の高校3年生については、一番いいところでも52%、悪いところで17%ということで非常に低率であります。

それで、今度、寺嶋課長ともご相談したいと思うのですけれども、とりあえず今やるべきことは、「MRワクチンをもう打ちましたか？ まだですか？」というような問い合わせだけでも各学校の中で一つの啓発につながるのかなと思って、やるだけのことはやりたいなというふうに思っておりますので、区のほうの保健予防とも一緒になって何か対策をしたいと思えます。やはり、はしかはまだ日本では発生しているのですね。もし発生しますと、場合によっては学校は最低2週間ぐらいの休校を余儀なくされるという病気でもありますので、やはり3期、4期に該当するお子さんたちにはぜひ打ってもらいたい。MR1件

当たり 1 万円ほどのお金がかかっているわけですね。それだけの財政補助がある中で十分にそれを活用していただきたい。余り接種率が悪いと、せっかくつくられたワクチンも期限がありますので、使えなければそれがむだになるということになりますので、私のほうとしても、もしよろしければ対策会議などを開いて対応を協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

飛鳥馬委員

報告ではないのですが、今山田委員が言われた食育のことについて、私、ちょっとわからないことがあるので、今の時間ではなくて、きょう時間が余ればということでお聞きしたいなと思っています。

きょうも区役所のロビーで食育についてキャンペーンをやっていますね。今もらってきたのですが、中野区食育推進アクションプログラム『おいしいね！なかの』というのとか、こういうのとか。それから、特にきょうは牛乳を推進していて、「牛乳を試飲してください」とか。きょう、これで 3 回目だと思うのですが、それでいる人に聞いたのですが、やっている方は区の職員ではなくて会社の人なのですね。株式会社何とかという会社の人です。そして、パンフレットの後ろを見ると、「子ども家庭部子ども健康担当」というふうに書いてあるわけです。中身を見ると、家庭とか子どもとかもありますが、私が一番聞きたいのは、学校との関係をどうするのか、どうなっているのか、あるいはこれからどうするのかということも含めて、「早寝・早起き・朝ごはん」もあるし、こういうパンフレットを見ると、「食育関連の教育機関における見学会」などと書いてあるわけですね。教育機関というと、小学校か中学校か、どこかに見学に行くことだと思うのですが、そういう働きかけというか、それは子ども家庭部でやってくださるのか。あるいは、中野まつりでは、野菜の種か、お花の種かあるのでしょうかけれども、栽培用の種を配ったりしたようですが、学校でつくりたいのだけれども種が買えないということもあるわけですね。そうすると、子ども家庭部を通して種がもらえるのかとか、細かい話ですが、結局そういういろいろなことがかかわってくるわけですね。「いや、子ども家庭部は関係なくて教育委員会でやるんですよ」というのならいいのですが、食育なのでどこでやってもいいと思うのですが、家庭の啓発が中心になるかなと思うのですが、学校でもずっとそういうことを言ってきていますので、学校との関連をどうするか。これも具体的に申し上げれば、給食の時間の指導とか、あるいは保健体育の授業でとか、家庭科の授業でとかあるわけですね。それは別なのかどうか。別に考えてもいいのかもしれないのですが、学校で何かやったときに、特別に子ども家庭部で委託している会社の人に依頼して来てもらえるのかとか、いろいろなことが広がるわけですね。ですから、その辺のところをわかる範囲でちょっとお聞きしたいなと。せっかく山田委員が言われた発言なので、ということをおもっています。

以上です。

高木委員長

今の件は、教育長報告が終わった後、質疑・発言がありますので、そこで扱いたいと思います。

まず先に、教育長報告をお願いします。

教育長

ちょっとお時間をいただくかもしれませんが、申しわけございません。

まず、区議会の状況について報告させていただきます。

10月15日に本会議がございまして、19年度の決算、一般会計から用地特別会計、国民健康保険会計、老人保健会計、介護保険会計の五つの会計ですけれども、認定されました。そんなことで一段落したということでございます。

その後、議案の提案があったわけですが、それに先立ちまして、区長から、極めて異例なことですが、行政報告というものがございまして。これは何かと言いますと、今回の提出議案の中にサンプラザ関係の議案がございまして、補正予算とサンプラザ関係で議決権を行使するというような議案とか三つあるのですが、そのサンプラザ関係の議案を出すに当たった経過につきまして、区長のほうから20分ぐらいでしたか、30分ぐらいでしたか、報告がございました。

ご存じのように、サンプラザは、雇用開発事業団から、中野まちづくり21という、区も出資した会社をつくって、そこが取得したわけですが、そのスキームが若干変わって、今回さらに区が一部の株式をさらに買い増すということとか、新しい運営会社を設立して、その株をさらに区が買うということ、補正予算という形になりましたので、その補正予算を出すに至った経過でありますとか、そういうことについて説明したということでございます。

それから、議案の中では、私どもの関係するものとしては、中野区立体育館条例の一部を改正する条例が出ております。

それから、先ほど出ました中野まつりにつきましては、区立小学校PTAがコーラス発表会というのをZEROホールの大ホールで行っておりまして、そこに行っていました。このコーラス発表会は、毎年そうですけれども、こういったパンフレットをつくるのですが、一番上の表紙に子どもの絵を出しているのです。これは武蔵台小学校3年の女の子がかいた絵ですが、ことしの絵も非常にすぐれているというのですか、大変きれいな絵です。あと、内容につきましても、私は途中でほかのところに行かなければいけないので半分ぐらいしか聞いていないのですが、大変すばらしいコーラスが聞きました。特に江原小学校が65人ぐらい大舞台上げて、「ウイ・アー・ザ・ワールド (We Are The World)」をやっておりまして、これはかなり感動ものすばらしいコーラスだったというふうに思っております。

それから、中野まつりで、昔の常葉町、今の田村市でありますけれども、ここは常葉少年自然の家を通じて姉妹都市になったわけですが、2年前、田村市となったのですけれども、今回、田村市となって改めて姉妹都市提携を締結し直したというようなことがございました。その田村市との交流会というのがございまして、そちらのほうにも出席させていただきました。

さらに、田村市とは今回防災協定というのを結びました。これはどういうものかというのと、何かあったときに相互に防災の援助をするというような協定なのです。今まででも一方的なものはあったのですけれども、今回は相互協定ということで、全く対等な立場で防災協定を結ぶということで、さらに結び直したというようなこともございました。

それから、10月13日に中野区民謡連盟が行っております秋季民謡民舞大会がございまして、そちらのほうに出席させていただいております。

それから、昨日ですけれども、10月16日、社会を明るくする運動中野区実施委員会の報告会がございました。これは毎年、保護司とかさまざまな団体が連携して、7月1日に駅頭でいろいろ宣伝活動をしたり、金田喜稔サッカー教室というのがあるのですけれども、そういうのをやったり、あるいは各地区でいろいろな社明運動の催し物をしまして、いろいろな方が出ます。そのほかに、作文の募集をしまして、社明の作文コンテストというのをやっています、それに今回、緑野中学校の生徒が応募いたしまして、その発表もございました。

その一つが大変すばらしかったのです。これを言うと個人情報になってしまいますけれども、緑野中学校のバスケット部のキャプテンの子が、要するに六中と十一中の二つの中学校が一緒になったと。一緒になるに当たって、2月か3月ぐらいから一緒に練習してきて、初めはなかなかチームワークができなかったのだけれども、やっているうちにだんだんチームワークがよくなってきて、今回の大会では決勝までいったというようなことで、いろいろあるけれども、二つの学校が統合していろいろと協力し合って仲よくやって、我々がこういうような形でできたことはすばらしいみたいな、そんなような作文でございました。会場でもみんな大変感心して感動しておりました。

私からは以上です。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言がありましたら、お願いします。

山田委員

先ほど飛鳥馬委員からお話がありました中野区食育推進協議会なのですけれども、食育を中野区の区民運動としてこれから展開していこうではないかという取り組みで、窓口は子ども家庭部が今やっています。それを民間のほうに投げてやっているというのは、区の一つのあり方なのだと思います。これから協議会というものに対しては民間の活力を利用

しましよと。ある程度財政的なこともあるのではないかなと思います。

この間もちょっと発言をしたと思いますけれども、毎月 19 日を食育の日と定めまじよとか。要するに、食育をもうちょっと区民全体でいろいろなことで知っていただきたいという取り組みの中で、多くの場合には、学校での取り組みですね。子どもとか児童・生徒が今取り組んでいるものを紹介していきたいということが一つあります。

例えば、先日私たちも行きましたかみさぎ幼稚園。自分たちで収穫した野菜をとという話があったので、そういったものを私のほうで紹介させていただく。今、食育推進協議会の中で、食育というのが中野区のホームページからリンクされるようになっていて、そこでいろいろな取り組みをこれから紹介していこうということで、飛鳥馬委員がおっしゃるように、今実際には指導室はご存じだと思っておりますけれども、学校での取り組みがいろいろあると思っております。そちらの協議会を運営している会社のほうにも今の状況を少しずつお伝えしているところですので、近い将来的には、コンピュータの中で、ホームページ上でいろいろなものが紹介されていくであろうということでもあります。

またもう一つには、その食育というところのホームページをあけますと、e-ウォークラリーと言いまして、食に絡んだ問題が出てくるのですね。それを答えていくとポイントがたまっていて、ポイントがたまると何か景品がもらえるよというようなことをやろうということですか、あと、来年の2月1日には、中野サンプラザの前庭を利用しての食育フェスタというようなことで、今、企画に入っているということです。食育というものを区民全体でいろいろ取り上げていただきたいということで、地域の中の食育ということを取り上げていくことを目指した会議です。

以上のように私は理解していますけれども。

飛鳥馬委員

学校との関係がちょっとよくわからない。子ども家庭部というと、幼稚園とか保育園とかですけども、子ども家庭部で、小・中まで含めてこういうことを考えているのかどうかはちょっとよくわからないのです。考えているとすれば、私たちも今まで何回か食育について話をしていますので、それとは別にそれがあるのかどうか。そういうのでよろしいのか。それでよろしいといえばよろしいのかもしれないのですが、どうしたらいいのでしょうかねという、そういうちょっとした疑問なのですけれども。別々でいいならいいし、連携するならまたちょっと。

山田委員

恐らく、各学校でいろいろな取り組みをされていますし、今やっていることに関しては我々もある程度把握しているわけですけども、それを全体としてとらえて、区内の小学校ではこんな取り組みをしていますよということを区民に知らせることも一つできるかなと。その一つのツールとしては、ホームページ上でそれを知らせていくことが可能になるかと思うので、そういった情報については教育委員会の指導室のところが窓口になるかわ

かりませんが、そういったところの情報を今そちらの子ども家庭部を通じて、会社のほうに情報提供することができるのではないかと考えています。

その会議は、実際にはまだ2回やっただけなので、前回のも、中野まつりのキャンペーンについてどういうふうにするかということだったものですから、今の中野区の取り組みをこれからきちんと情報として発信していくつもりであると考えております。

高木委員長

事務局のほうから何か。

指導室長

中野区は、その協議会の前に食育推進計画というのを作成する際には、教育委員会からも代表が出てっておりますし、私どもがやっております体力向上プログラムの中に入っている食育推進の仕方ということも情報提供しながら、もちろん、整合性を保ちつつというのでしょうか、区全体の取り組みの中に学齢期の教育委員会の取り組みも入れて中野区の推進計画というのはできているということでございまして、その中の一つの取り組みに今回入ってくる。先ほどの「うさごはん」のキャラクターのこともそうなのですが、そういうものの募集や何かにも学校が全部かかわっております、たしか「うさごはん」のあのキャラクターも小学生のものだったと思いますし、いろいろな形で学校の取り組んでいるものももちろんその中に入っておりますし、区のそういう方針を受けて学校も取り組みを展開するというような形になっています。

教育委員会としては、繰り返しになりますけれども、いろいろお話しいただいたように、体力向上プログラムのガイドラインの中のいわゆるスタンダードの3本柱の一つの「健康にかかわる生活と行動」の指標に、「朝食を必ず食べているか」とか、「1日3食、主食とか副菜とかということでバランスよく食べているか」とか、「適量の食事をしているか」とか、「家族一緒に楽しく食事をしているか」とか、「食事づくりをよく手伝っているか」とかいうこの部分の指標になったり、目標値になったりしている部分はもちろん中野区の食育推進計画のほうの目標値や何かとリンクさせてという形になって出てきているものでございますので、その計画の中に教育委員会のものも含まれて計画自体は立てられている。その中の一つの取り組みの方向性で今のお話の中身があるということでございます。

高木委員長

山田委員が食育推進協議会の委員もされているということなので、間を取り持っていて、まだ2回ということですが、これからまた連携は進んでいくのかなと思います。

ほかに何かご質問やご発言がありますでしょうか。

山田委員

教育長、サンプラザの件なのですけれども、補正予算でということなのですけれども、実際には先日、来年度の予算に向けてということで非常に厳しい予算面での現実があるわけですね。それで、サンプラザの問題が今大きな財政上の問題と認識しているのですけれども、

その点は単年度の処理ということになるのでしょうか。

教育長

単年度の処理になります。1回こういうものを出して、新しいスキームをつくれば、今後このような形で。今までサンプラザはどちらかという民間主導で全部やってきましたけれども、これからは中野区が主導してサンプラザの運営とか。それから、例えば10年たったこのサンプラザはどうするかという問題もすぐ出てくるわけですが、これについても中野区が主体的にかかわれるというようなことになると。そういうスキームをつくるために、今回、この13億数千万円新たに補正予算としてお願いしたいということで区長のほうからお願いしているものでございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

質問がないようですので、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

事務局からの報告をお願いします。

教育経営担当課長

それでは、区を被告とする訴訟の提起につきまして報告をさせていただきたいと思います。

事件名ですが、損害賠償請求事件。

当事者でございますけれども、原告として中野区民、被告として中野区ほか2名となっております。

それから、訴訟の経過ですが、本年9月19日に東京地方裁判所に訴えの提起がございまして、今月30日に第1回の口頭弁論が予定されてございます。

それから、請求の趣旨でございますが、一つといたしまして、被告らは、原告に対し、連帯して、2,274万円及びこれに対する平成19年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと。それから、二つとして、訴訟費用は被告らの負担とする。三つとして、仮執行宣言を付するというものでございます。

それから、本件の原告が主張する請求原因の要旨ということでございますが、まず一つといたしまして、原告は、本件事件当時、中野区立中学校に在学する生徒で、選択体育——これはバレーボールでございますが——の授業を受けていました。これは、上にもございますが、昨年平成19年12月13日の4時間目の授業でございました。

二つといたしまして、当該授業の終了後の後片づけ中、訴外生徒Aがバレーボールのネットの支柱を抜こうとしたところ、支柱の前の部分が倒れ、支柱の穴のふたをしめようとしていた原告の右手の上に落ち、これにより原告は第2・第3・第4指の中節骨・末節骨を骨折したというものでございます。

本件事故は、授業中に発生したものであり、当該授業の担当教諭である被告Aは、バレーボールの支柱を抜くことは極めて危険な行為であるから、数人が共同してネットの支柱を抜き、事故が発生しないよう指導・監督すべき義務があったにもかかわらず、訴外生徒Aが1人で支柱を抜くことを放置し、生徒に対する指導・監督を怠った結果、起こったものである。

また、当該中学校の校長である被告Bは、校長として被告Aを監督すべき義務を負うものであるところ、被告Aに対する指導について適切な指導・助言をせず、その注意義務を怠った。

本件事故は、授業中に被告A及び被告Bの過失により生じたものである。

よって、被告中野区は、国家賠償法第1条に基づき、原告がこうむった損害を賠償する責任がある。

原告が主張する請求原因の要旨というところは以上でございます。

なお、この訴えを受けまして、区といたしましては、その後、争訟会議を開きまして、本件に対する処理方針につきまして協議をいたしました。その結果、区としては、本件訴えに対し応訴するということを決定いたしました。

以上でございます。

高木委員長

ちょっと確認したいのですが、今の配付資料にあります「請求の趣旨」というのは、こういう訴訟、訴えがありましたよということであって、事実関係の確認ではないですね。これが間違っているとかではなくて、訴訟を起こした方がこういうふうに言ったということによろしいのですよね。

教育経営担当課長

はい、そのとおりでございます。こちらにございますとおり、原告が主張する請求の要因ということでございます。

高木委員長

はい、わかりました。

それでは、質問がありましたら、お願いします。

山田委員

選択体育ということですが、選択ということの今の授業体系のことと、そのときにかかわる教員の配置などはどのようになっているのか、わかれば教えていただきたい。

指導室長

基本的に、現行の学習指導要領では、中学校1年生から3年生まで選択授業というのをいわゆる正規の授業のほかに設けることになっています。ある程度枠があるのでありますが、学校がどのような選択の授業をするかということは学校に任されている。ただ、年度初めにそういう計画を立てて、そこに希望する生徒が受講をしていくという形になっ

ております。ですので、この選択の体育については、選択体育のバレーボールともう一つの中身が選択できるようになっているというような形とか、また別の教科もあわせて同じ時間帯にやっていて選択できるようになっているという形でございます。ですので、この選択体育自体についての選択者は1学年よりもずっと少ない人数になるという形にはなっております。

教員については、この場合についてはもちろん正規の教員が当たっています。時間の問題と枠の問題で講師が当たる場合もあるのですが、この授業については正規の保健体育科の教員1名が当たっております。

山田委員

そうしますと、選択した教科については、そのグループごとに教員を1人以上配置しているという理解でよろしいですか。

指導室長

基本的には1人でやる形が多うございますけれども、選択の中も、選択者が多い場合には複数で対応するような形をとっている学校もございます。

飛鳥馬委員

今の子どもの状況をわかる範囲で教えてほしいのですが、けがの現状といたしますか、一応完治しているのか、リハビリ等をやっているのかどうかですね。その辺のところと、今までの治療費的なものはどうなっているかですね。その辺の2点をちょっとお聞きしたいのです。

教育経営担当課長

事故当時は中学3年生でございましたけれども、卒業しまして、現在は高校に通学してございます。原告からの話では、若干後遺症的な部分があるというふうには聞いてございます。

それから、治療費の関係でございますが、これはスポーツ振興センターのほうで本人負担分の支払いは行われてございます。

大島委員

このときには、このバレーボールの授業を受けていた生徒というのは何人いたのでしょうか。

教育経営担当課長

このバレーボールの授業の生徒は8名でございまして、当日は、1名が見学ということで、授業そのものは7名の生徒が参加していたということです。

高木委員長

すみません。私から一つ質問なのですが、「請求の趣旨」で「仮執行宣言を付する」とあるのですが、これはどういう意味かわからないのですが。

大島委員

この「請求の趣旨」というのと「請求の原因」というのは訴状に必ず書くことになっているタイトルです。ですから、原告の方が出した訴状には、まず「請求の趣旨」として、ここに書いてあるような三つは大体書くことに定型的に決まっています。「請求原因」というところに、この原告の方が主張することをこんなように書いていったということでございます。ですから、もちろん、裁判所の判断とかとは関係ない、まず当事者の主張、原告の主張ということなのです。

それで、その「請求の趣旨」には、まず第(1)項のところは、これは求める損害賠償ですから、その損害賠償の金額と遅延損害金。年5分というのは、民法で決まっている法定の利率なので、これは事故が起こったとき以降の遅延損害金を合わせて請求するということが書いてあるわけです。

それで、訴訟費用というのは、一般的にいうと、訴訟を起こすときには印紙というのを裁判所にというか国に納めなければいけないので、その印紙代とか、切手もある程度決まったものを納めなければいけない、そういう切手代というような訴訟費用。あと、もし証人を呼んだりしたときには、証人の日当なども入るわけなのですが、そういうかかった費用は負担しなさいよということで書きます。

仮執行宣言というのは、要するに強制執行ができるということなのです。執行というのは、例えば、もし判決が出ても被告が任意に払わなかった場合には、被告の財産を差し押さえて、そこで強制執行という形で金員を回収するという強制執行の手続があるわけですが、原則、この仮執行がなければ、一審の判決が出て、控訴などされて上級審にいけば、上級審ではまた違った判断が出る可能性があるわけです。日本は三審制ですから、最高裁まで審理がいくということがあるわけですが、最高裁で判決が出ると、これ以上は不服の申し立てようがないので、最高裁の判決が出た時点で確定する。あるいは、そこまでいかななくても、第一審の判決が出て控訴がされなければ確定するわけです。いずれにせよ、そういうことで判決が確定して初めて本当に強制執行ができるものになるわけなのですけれども、この仮執行宣言というのをもし裁判所が判決でつけてくれると、裁判自体は上級の裁判所でまだかかっている、裁判としては確定していなくても、その前に一審の判決だけで仮に執行ができる、そういうことなのです。まだ裁判が上級でかかっているとしても、一審の判決で仮執行宣言をつけてもらえれば、さっき言ったように、被告の財産を差し押さえたりしてお金の回収の手続に入れる、こういうことでございます。

高木委員長

大変よくわかりました。ありがとうございます。

飛鳥馬委員

これはなかなか難しいことだと思うのです。中学生ですので、バレーボールその他、運動が特に多いのですが、理科の実験もそうかもしれませんけれども、子どもたちにやらせるという場面は随分あるわけですね。恐らくバレーボールの支柱を設定したり外したりす

るのは、部活なら日常毎日のようにやっていることだと思うのですね。これは選択授業で、なれていないこともあったのかもしれないのですが、いずれにしても、けがをされた方は非常に気の毒で申しわけないなと思うのです。訴えられているほうは、指導責任といえますか、監督責任を問われていることが一つあると思うのですが、これも見ると、現場にいたわけではないのでちょっとわかりませんが、抜く子は別の子が抜いていて、その穴にふたをする子の手の上に落ちたというあれなので、抜いている子がそれで倒れて下敷きになったというのとまたちょっと違うので、その辺をどう考えるかというのがあると思うのです。いずれにしてもけがをした子がかわいそうですが、その辺のところ、最初にお聞きしたのですけれども、指導責任とか監督責任を問われるということはもちろんあると思うのですが、賠償責任ということになると、今実際に指の機能がうまくいっていないのか、まだリハビリ中で、これからそれが心配なのか。実際に請求されているものというのが。その辺のところはどうなのかなというふうに考えるのです。心配だからなのか、実際に今動かないのかどうか、その辺のところは裁判でないとわからないでしょうか。

高木委員長

係争中の事件で、多分これから明らかになってくると思います。やはり区や被告にどういう法的な責任があるのかというのは、多分裁判の中で明らかになってくると思いますので、裁判の判断をまたないといけない。ただ、それとは別に、こういう事件があったということで、各学校に対しての注意喚起というのはもちろん事務局のほうでされていると思うのです。

まだ訴訟があったという報告ですので、事実関係でわかる範囲内では今事務局のほうからご説明いただきましたので、また経過等については随時ご報告をいただくということでよろしいでしょうか。

山田委員

今、飛鳥馬委員がおっしゃったように、例えばバレーボールの支柱の取り扱いとかというのがどのように指導されているのか。実際にはかなり重たいと思っています。長いものですよね。少人数でやる場合に、例えば何人かの生徒が片づけをするときに、「1人ではできないよ」ということが指導されているとは思いますが、そういうことが基本的なことかなと思うのですね。後片づけということではありますけれども、危険を伴う作業について学校の現場でどのように指導しているかは、教育委員会としては、場合によっては調べなければいけないというか、現状を把握して、それに対して注意喚起をしなければいけないのかなというのが、これから最初にできる反省点ではないかなと思うのです。

指導室長

具体的には、当日も「複数で片づけるように」という話をしておりますし、実際そういうふうな指導で何時間かやってきていたようではあります。ただ、事故が起こってしまったことは確かですので、改めてまた全校には注意を喚起したいと思います。

といいますのは、先ほどのお話のように、バレーボールのポールや何かは、最近、幾ら軽いものが出てきたといっても、重いものは重いものでございますので、そのほかのものにもあわせて、もう一度その辺のことは指導していかなければいけないかなというふうには思っております。

飛鳥馬委員

実際に事故が起こるといのは、私も経験しているのですけれども、複数でやればいいというものもあるのですが、なかなか難しいところもあるのですね。私も生徒がちょっとけがしたのは、やはりバレーボールの支柱なのです。バレーボールの支柱というのは、下が太くて半分から上が細くて、伸縮して伸びるわけですね。中へ入っていく。それを途中、横に穴があって、大体ピンでとめているわけです。そのピンを外したら、上のがすーっと落ちてきて、上と下の間に挟まれてしまったという事故。だから、複数でどうやるか。高いところなものですから、いろいろあるので、体育の先生に専門的に見てもらって、危険をチェックしてもらわないといけないのかなと。めったに起こることではない、何十年に1回かもしれないのですが、私も実際に何回か経験しているのです。バレーボールの支柱でいえばそういうことがありました。

大島委員

この事故が起こったということは、ほかの中学校にも伝わっていると思うのですけれども、まず伝えるということと、もちろん注意喚起するということが必要だと思いますし、今お話に出ているように、なるべく安全なやり方といいますか、複数でやるとかということも含めて、先生がこういうふうに指導なさいますかということのやり方の指導というようなもの、あるいは現状どうなっているかということの調査とか、それをぜひやっていただきたいというふうに思うのです。

指導室長

当該校につきましては、報告があったときに、すぐに指導主事が参りまして現状を確認いたしましたし、その状況の道具等についても、ポールについても買い換えを行いました。そういう状況で安全をさらに確保するようにいたしました。ほかの学校についても、情報としては流しておりますが、全校についてももう一度点検をというようなお願いでございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第14回定例会を閉じます。

午前10時55分閉会